

第1章 計画の概要

1. 計画策定にあたって

(1) 計画の目的

「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくことができるように、地域に関わるすべての人（住民、地域で活動する諸団体、福祉事業者、社会福祉協議会、三種町）が主役となって行う地域づくりの取組です。

地域福祉計画とは、そのために住民、地域で活動する諸団体、福祉事業者、社会福祉協議会、三種町など、地域に関わるすべての人が結びつき、それぞれに期待されている役割に取り組んでいくための指針について取りまとめたものです。住民のつながりを強め、支え合いによる福祉活動を推進するとともに、住民による福祉活動と行政機関等の活動を結びつけ、様々な生活課題の解決を目指す計画が地域福祉計画です。

近年、少子高齢化が進展する中、共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化などによる個人の価値観や生活様式の多様化などのために、人と人とのつながり・絆が弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、互いの顔が見えにくい状況が広がっています。

また、ひとり暮らし高齢者の孤独死や高齢者による高齢者の介護（老老介護）、ヤングケアラー、幼児や高齢者への虐待、大人のひきこもり等これまでの福祉計画では対応しきれない新たな地域課題が大きな問題となっています。

このため、住民、行政機関、関係機関等が互いの役割を明確にし、ともに助け合い支え合う地域社会を基盤とした仕組みや取組が必要となってきています。

これまでも個人の尊厳を尊重する視点から、できる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤を整備していくという考えに基づき、高齢者福祉の分野では、地域密着型サービスの創設や地域包括ケア体制の整備、障がい者福祉の分野では、地域生活への移行や一般就労への移行の推進、児童福祉の分野では、子育て支援事業の実施、医療保険制度においては在宅医療の推進など、様々な課題に取り組む福祉政策が展開されています。

生活課題を抱えた人々を支える地域のつながりが希薄化している現在、これらの課題を解決する地域力の強化を図り、町全体が同じ目標を持って、互いに支え合いながら誰もが安心して暮らせる地域を実現するため、地域福祉を推進する取組の指針を示す「第4期三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

(2) 計画策定の趣旨

「地域福祉計画」とは、地域に関わるすべての人が結び付き、それぞれに期待されている役割に取り組んでいくための指針をまとめたものです。

住民のつながりを強め、相互の支え合いによる福祉活動を推進するとともに、住民による福祉活動と行政による公的なサービスを結び付け、様々な生活課題の解決を目指す行政計画が地域福祉計画です。

「地域福祉活動計画」とは、地域の福祉活動やボランティア活動などの実践的な活動・行動の指針となる民間の活動・行動計画です。

社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉法人三種町社会福祉協議会が、地域福祉を推進することを目的として、「住民や地域において社会福祉に関する行動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者等が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画」を策定します。

以上の2つの計画を「三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画」として、一体的に策定することで取組の共有を図るとともに、町及び社協がそれぞれの立場において、それぞれの役割を担い、かつ相互に連携しながら本町の地域福祉の推進を図っていきます。

2. 計画の概要

(1) 計画の位置付け

1) 法的根拠

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画と位置付けられます。

社会福祉法（抜粋）

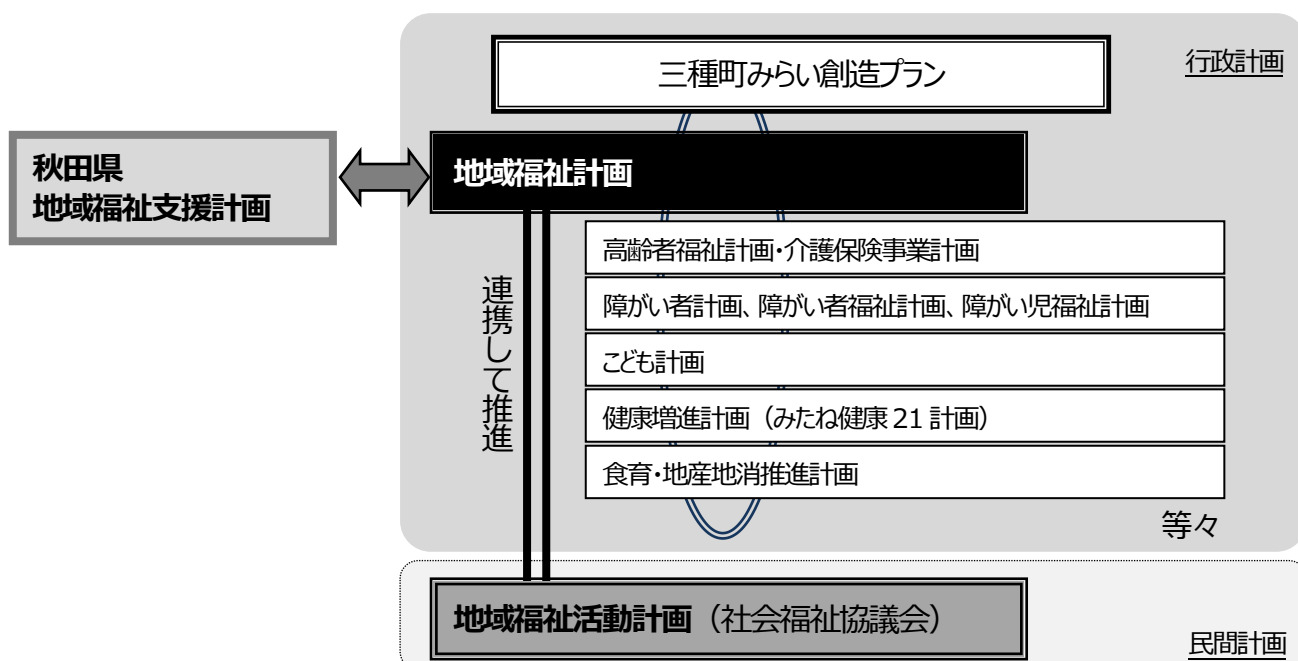
(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2) 関連諸計画との関係

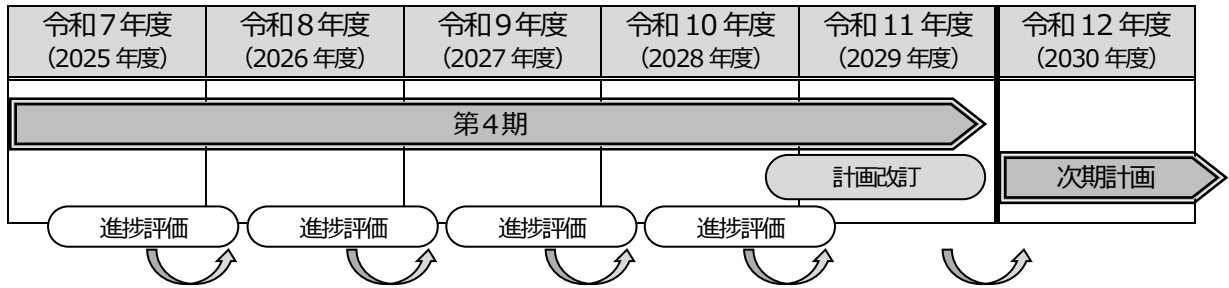
本計画は三種町全体の指針となる「三種町みらい創造プラン」を上位計画とし、住民が直面する地域の生活課題に柔軟に対応するため、個々の福祉の分野計画などと取組の方向性を共有し、これら福祉分野の計画の上位計画に位置付けるものです。



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和7～11年度までの5か年とします。

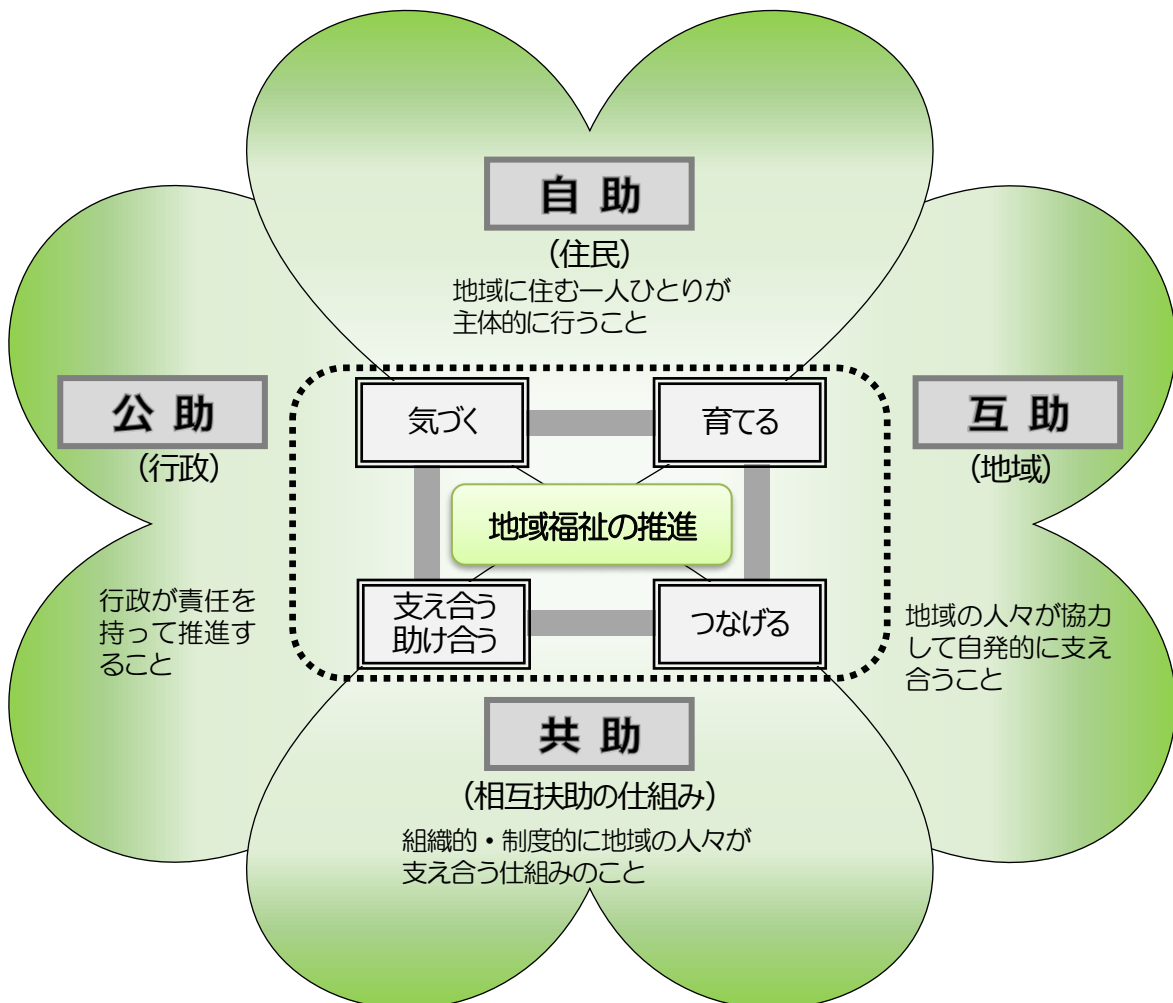
計画期間中においても、関連諸計画の改訂、社会情勢の変化、制度の改正などが発生した際には、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。



3. 計画推進における役割分担

住民・地域・行政の役割

計画の推進にあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが期待される役割を果たし、相互に連携を図って協働により進めていくことが必要であり、それぞれの取組がつながることで地域全体の暮らしやすさの向上を目指します。



○住民一人ひとりに期待される役割（自助）

地域福祉推進の主役は住民一人ひとりです。住民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉に関わる諸活動の担い手でもあります。

一人ひとりの住民には、地域の生活課題に対して関心を持ち、理解を深め、問題解決のために必要な知識などを深めていくとともに、地域社会を構成するメンバーとして、自分にできる地域活動に対して積極的に参加していくことが期待されます。

○地域に期待される役割（互助）

①地域で活動する諸団体（自治会、ボランティア団体、NPOなど）

一人ひとりの住民を支える地域の様々な活動団体（自治会、ボランティア団体、NPOなど）には、日常的に様々な住民と接する機会が多いことから、地域の細かな生活課題を発見し行政など関係する機関へつなげていくことや、住民一人ひとりに対して、地域福祉に関わる諸活動への関心を喚起すること、また、住民の活動のサポートを行うことなど地域に密着し、個々の住民を孤立させず、地域の中でより多くの人々との接点が広がるように、相互交流の機会を拡大していくことが期待されます。

②福祉サービス事業者

福祉サービスの提供を通じて、住民の自立した生活をサポートするとともに、サービスなどに関わる情報提供や行政と連携した地域福祉活動への参加などが期待されます。また、福祉施設などは、利用者とボランティアなどが交流し合う場となるなど、地域福祉の拠点としても期待されます。

③社会福祉法人

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるだけでなく、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人です。子ども、高齢者、生活困窮世帯等への生活支援や将来的に支援を必要とする可能性がある人に対する予防的な支援など、地域における公益的な取組の実践を通じて地域と連携することにより、地域社会に積極的に貢献していくことが期待されます。

④民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、住民にとって身近な福祉に関する相談相手であるとともに、地域に密着した活動を通じて地域の生活課題や支援の必要な人の発見・支援を行うこと、必要に応じて行政や社会福祉協議会と情報の共有を図り、連携した活動を行うことが期待されます。

⑤社会福祉協議会

社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組んでいますが、地域福祉推進の中核的な存在として、住民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政とのコーディネート役としての機能も求められることから、その役割を果たすよう取り組みます。また、社会福祉協議会としての組織の機能強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応した事業の展開に取り組みます。

○支え合いの制度の役割（共助）

医療、年金、介護保険、社会保険制度など被保険者による相互の負担で成り立つ制度化された相互扶助の仕組みのこと。互助による助け合いに限界が生じたときに、制度的な相互扶助が活用されます。制度によるサービスが介入することで、地域住民の「自助」をサポートし、同時に「互助」の負担軽減を図ります。

○行政の役割（公助）

行政は、個人や地域では解決できない生活課題に対して公的支援を行うことや、各種福祉サービスの提供、地域ニーズに適したサービス提供基盤の整備など、直接的に住民一人ひとりや地域で活動する諸団体を支援する取組を行います。また、住民一人ひとりや地域の活動がより行いやすいものとなるように、地域福祉に対する地域住民全体の意識啓発・向上、個人や諸団体間のネットワーク化、ともに支えあう地域コミュニティづくりなど、より広範な地域福祉推進のための環境づくりに取り組んでいきます。

住民からの相談は地域の生活課題を解決するための重要な起点となることから、行政の横の連携を緊密にし、気軽に相談できる体制を構築し、何でも相談できる安心感と、問題の解決につながるという信頼感を提供できるように取り組んでいきます。

4. 社会福祉協議会との連携

「地域福祉計画」は、行政計画であり、障がい・高齢・児童等の福祉に関する計画の上位計画として位置づけられ、地域福祉推進における基本方針や取組の指針について整理したものです。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が策定する民間計画であり、地域福祉計画の実現に向け、住民や団体・地域組織が主体的に活動を推進するための行動計画です。

したがって、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、三種町における地域福祉の推進における2つの大きな柱と位置づけられ、ともに連携・協働を図りながら計画の推進を図っていくものです。

